

春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会奉仕活動中に事故に遭った者に対し、見舞金を支給することにより、社会奉仕活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会奉仕活動」とは、本市地域内において、公共のために、個人又は団体の構成員が、自主的な意思により無償で行う活動をいう。

2 この要綱において、「無償」とは、交通費、食事代等を除き、活動の対価としての報酬等を受けていないことをいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、次に掲げる社会奉仕活動中に当該社会奉仕活動が直接の原因で事故に遭った者又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

- (1) 公共施設（一般公共の用に供する施設及びこれに準ずる施設をいう。）における環境整備等の社会奉仕活動
- (2) 学童等に対する交通安全指導等の社会奉仕活動
- (3) 災害防止のための社会奉仕活動

2 前項の規定にかかわらず、当該事故により市が加入する保険から保険金等又は市の補償制度による補償金等の支払いの対象となる者に対しては見舞金を支給しない。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、事故の区分に応じ、別表の定めるところによる。

(申請)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、社会奉仕活動事故見舞金支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医師の発行する診断書又は柔道整復師の発行する施術証明書

(2) その他市長が必要と認めて指示した書類

3 前項第1号の書類は、治ゆの記載のあるものとする。ただし、市長がやむをえないと認めたものについては、この限りでない。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、見舞金の支給の可否について審査し、見舞金の支給を決定したときは、社会奉仕活動事故見舞金支給決定通知書(第2号様式)により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたときは、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、審査委員会の議決にあった日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

2 春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱(昭和53年10月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、昭和60年1月1日以後に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請から適用し、同日前に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

2 この要綱は、昭和61年6月1日以後に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請から適用し、同日前に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱の規定は、平成2年4月1日以後に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請から適用し、同日前に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱の規定は、平成11年4月1日以後に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請から適用し、同日前に行った社会奉仕活動事故見舞金の支給申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱の規定は、平成27年2月1日以後の申請に係る社会奉仕活動事故見舞金について適用し、同日前の申請に係る社会奉仕活動事故見舞金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市社会奉仕活動事故見舞金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第4条関係）

等級	事故の区分	見舞金の額
1	死亡又は傷害を被った日から180日以内に死亡した場合	1,000,000円
2	治療日数180日以上の場合	150,000円
3	治療日数150日以上180日未満の場合	125,000円
4	治療日数120日以上150日未満の場合	100,000円
5	治療日数90日以上120日未満の場合	85,000円
6	治療日数75日以上90日未満の場合	70,000円
7	治療日数60日以上75日未満の場合	60,000円
8	治療日数45日以上60日未満の場合	50,000円
9	治療日数30日以上45日未満の場合	40,000円
10	治療日数15日以上30日未満の場合	30,000円
11	治療日数7日以上15日未満の場合	20,000円

第1号様式（第5条関係）

社会奉仕活動事故見舞金支給申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所
申請者
氏 名

次のとおり社会奉仕活動事故見舞金の支給を申請します。

事故年月日							
事故の概要							
事故の区分	死亡	氏 名					
		年月日					
	傷害	治療 日数	入院 日数	日	治療 実日数	日	計
区長、町内会長 又は団体の代 表者の証明	社会奉仕活動中の事故であることに相違ありません。 年 月 日 役職名 氏 名						

第2号様式（第6条関係）

社会奉仕活動事故見舞金支給決定通知書

年 月 日

様

春日井市長

次のとおり社会奉仕活動事故見舞金の支給を決定したので通知します。

社会奉仕活動事故見舞金の額 円